

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

埼玉県所沢市南永井 1026-1
株式会社ホロン
代表取締役社長 新田 純

当社は、平成 25 年 8 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成 25 年 11 月中旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 平成 25 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 10 月 1 日付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031